

第37回盛岡地方・家庭裁判所合同委員会議事概要

第1 開催日時

令和元年11月13日（水）午後2時30分から午後4時30分まで

第2 開催場所

盛岡地方裁判所大会議室（5階）

第3 テーマ

- 1 東日本大震災から8年を経過して～裁判所の現状～
- 2 裁判員制度10周年を迎えて～広報活動の取組状況～

第4 出席者

（地方裁判所委員）大山美和，加藤亮，川合伸二，河合壘，菊池尚，関村真澄，高橋弘美，中村恭，本間健裕（家裁兼務），吉武斉彦（家裁兼務）

（家庭裁判所委員）木下光子，高橋まつ子，田口昭隆，中村好子，本間健裕（地裁兼務），水橋巖，吉武斉彦（地裁兼務）

（五十音順，敬称略）

（説明者）鎌田地裁事務局長，富田家裁事務局長，庄子地裁事務局次長，鈴木家裁事務局次長，岩船刑事訟廷管理官，菅原地裁総務課長，佐藤家裁総務課課長補佐，坂本地裁総務課庶務係長

第5 議事等

- 1 開会宣言
- 2 新任委員の紹介
- 3 委員長の選任及び委員長代理の指名
 - (1) 委員長の選任（地方裁判所委員会）

委員の互選により，本間委員が委員長に選任された。
 - (2) 委員長の選任（家庭裁判所委員会）

委員の互選により，本間委員が委員長に選任された。

(3) 委員長代理の指名

委員長代理として、地方裁判所委員会については中村委員が、家庭裁判所委員会については水橋委員がそれぞれ指名された。

4 東日本大震災から8年を経過して～裁判所の現状～

(1) 説明

当庁における東日本大震災後の取組や現在の状況などについて説明

(2) 意見交換（○委員，■説明者）

○ 災害時における業務継続計画において、データや書類の保全については、どのようにして行っているか。

■ 紙については、記録庫やキャビネットにおいて管理することが義務付けられている。また、データについては、この庁舎外において、中央管理されている。

○ 震災未成年後見事件の関係において、成人年齢が18歳に引き下げられることによって、被後見人に対する財産の保護が2年短縮されることが心配である。

■ 2年の短縮が財産管理のリスクになるかどうかということについては、現時点において、未成年後見人を務めている方は、二通りあり、一つは専門家である弁護士などであり、他方、未成年の場合、財産関係ではなく、日常生活で寄り添い等する部分も重要であるので、親族が後見人になるケースが多くある。成人に達した後の財産の引継ぎについては、後見人と本人との間の関係により、適切に行われるよう協議がされるものと考えている。

5 裁判員制度10周年を迎えて～広報活動の取組状況～

(1) 裁判員選任手続等の説明及び裁判員関係室の見学

① 裁判員選任手続室において、裁判員選任手続等の説明を行った。

② 見学場所 裁判員選任手続室，質問手続室，評議室，200号法廷（裁

判員裁判法廷)

(2) 説明

当庁における裁判員制度10周年広報活動の取組状況や今後の広報活動の在り方について説明

(3) 意見交換 (◎委員長, ○委員, ■説明者)

○ 広報イベントについて, 市民の方への参加募集は, どのような方法で行ったのか。

■ 裁判所ウェブサイトでの募集のほか, 市役所や図書館へのチラシの送付, 報道機関へ掲載の依頼をするなどし, 参加者を募集した。

○ 前回の地裁委員会の際, 裁判員広報DVDを作成して, 成人式において放映するという意見については, 成人式において, 新成人に情報を与えれば, 裁判員制度への関心を持ってもらえると思ったことから述べたものである。

◎ 成人式の関係については, 引き続き検討していきたい。

○ 学生との会話の中で, 裁判員裁判において, 一般の方の目線がどう生かされてきたのかという意見が出ていたので, 教えていただきたい。

◎ 裁判員裁判において, 一般の方の目線がどう裁判に反映されたのかについて, 模擬評議に参加した方の感想は, 法律の専門家でなくても, 評議に参加できて大変よかったという感想をもらっている。

■ 5月21日に実施された裁判員経験者との意見交換会において, 裁判員経験者の意見として, 判決の中身や文言まで裁判員が関わったという意見が出ていた。

○ 裁判員制度の広報として, 裁判官が出張して講義などを行うことはどうか。

■ 出張講義については, 積極的に行っていききたいと思う。また, 裁判員制度施行前から, 広報活動の一環として, 出張講義は行われていた。

○ 以前、ある裁判官から聞いた話であるが、市民の方と意見交換をした際、量刑の判断をするに当たり、その市民の方は、計画性のないほうが悪質であり、刑を重くすべきだという意見があったという。このように、裁判官が前提とする知識と、一般市民の感覚が異なる場合、評議はどのように進んでいくのか教えていただきたい。

■ 多くの方は、裁判官対裁判員という構図を思い浮かべていると思うが、裁判員裁判の評議では、裁判官と裁判員が一緒に話し合っ、協働して、判決に至っている。そこが裁判員制度の良いところであると思う。模擬評議を見ていただくと、その辺りを実感していただけると思う。

○ 裁判官の専門性と一般市民の感覚とをうまく融合させたのが、この制度の良いところだと思う。融合させることについて、裁判長は非常に苦労されていると思う。

◎ 裁判員制度の広報については、現在、雇用主への理解を求めていく趣旨から、雇用主に対する広報活動を考えている。

6 次回期日等

(1) 次回期日

地裁委員会 未定

家裁委員会 未定

(2) テーマ

未定

以 上